

カーボンニュートラルに資する 建設発生土リサイクルの徹底に 向けて

一般社団法人全国建設発生土リサイクル協会 専務理事 高野 昇

はじめに

「循環経済の実現に向け、循環資源の利用と生産の拡大を進めていく。例えば、下水汚泥資源の肥料利用の推進、廃食油などを利用したSAFの導入促進、産業副産物を利用したブルーインフラの整備、建設発生土の有効利用促進を推進していく。」

これは、「第1回循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議」（令和6年7月30日）¹⁾における、前・斉藤国土交通大臣の発言です。筆者は、建設発生土コンサルタント歴45年ですが、旧建設省・国土交通省の歴代大臣が「建設発生土」という用語を発するのを初めて聞きました。

国土交通省が循環型経済、カーボンニュートラル（CN）を進めるための重要施策として、「建設発生土リサイクル」にスポットが当てられています。

本稿では、「第17回建設リサイクル推進施策検討小委員会」（令和6年7月2日）²⁾において、「建設発生土リサイクル徹底」方策として、一般社団法人全国建設発生土リサイクル協会（以下、JASRAという）が提案した内容等を紹介させていただきます。

また、JASRA研究助成制度第1号として、京都大学大学院加藤智大助教に依頼した研究成果³⁾によれば、建設発生土リサイクルによるCO₂排出量の削減効果が明らかになっています。

1. 国土交通省における 建設発生土リサイクルの位置付け

「第1回循環経済に関する関係閣僚会議」での前・斉藤国土交通大臣の発言後も次のとおり、建設発生土リサイクルが重要なテーマとして位置付けられています。

国土交通省環境行動計画改定に向けた骨子案（令和7年4月18日）⁴⁾では、「【重点3】再生資源を利用した生産システムの構築」の主な施策としての「建設リサイクルの高度化」の具体例に、「建設発生土の有効利用や適正利用を推進」が含まれています。

第19回建設リサイクル推進施策検討小委員会（令和7年4月21日）で提示された「グリーン社会の実現に向けた建設リサイクルの推進 提言中間とりまとめ（素案）」⁵⁾内の「早期に取り組むべき具体の施策」の第1として「建設発生土の有効利用促進」が提案されています（第2は「建設廃棄物のリサイクル推進」）。

2. 建設発生土リサイクルの課題と方策

(1) 課題

① 新材利用量の2倍以上の土量を内陸受入地へ搬出

国土交通省「平成30年度建設副産物実態調査結果」によれば、土砂利用工事では新材を約2,500万m³利用していますが、その2倍以上の約5,900万m³の建設発生土が内陸受入地（いわゆる「残土処分地」）へ搬出されています（図-1）。

図-2は、「平成30年度建設副産物実態調査結

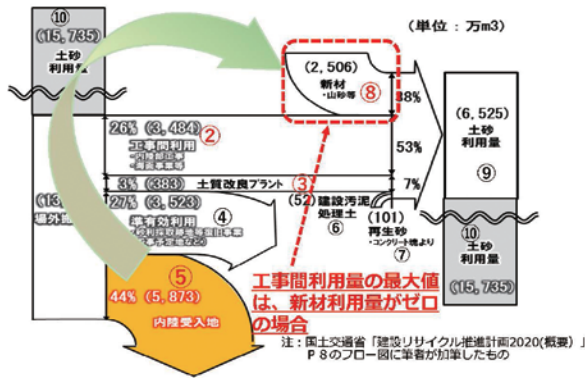


図-1 H30センサス建設発生土搬出及び土砂利用状況

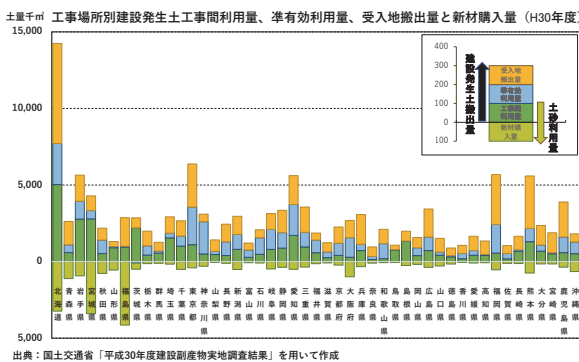


図-2 都道府県別建設発生土搬出量、土砂利用量

果」を基に、都道府県別の土砂需給バランスをみたものです。これによれば、多くの都道府県で内陸受入地への搬出量が新材利用量を上回っており、新材利用量を内陸受入地搬出量で代替可能、すなわち都道府県内で調整すれば新材利用量をゼロにすることが可能です。なお、新材利用量が内陸受入地への搬出量を上回っている宮城県、山形県、福島県は、東日本大震災後の復興事業での大規模盛土等により、一時的に新材利用量が増大したものと推測されます。

②土質改良プラント、ストックヤードが「残土処分地」化

JASRAが実施したアンケート調査結果によれば、土質改良プラントの出荷率（出荷量÷受入量）は25%、ストックヤードの出荷率は45%となっており、受け入れた建設発生土の多くが工事で利用されていないこと、工事間利用に際して、土質調整・土工期調整のための施設である土質改良プ

表-1 土質改良プラント、全ストックヤード稼働実態（令和2年度）

	土質改良プラント	ストックヤード
受入量	① 587万m³（65施設） 公共工事52.6% 民間工事47.4%	① 55.7万m³（26施設） 公共工事63.3% 民間工事36.7%
出荷量	② 145万m³（64施設） 公共工事61.9% 民間工事38.1%	② 25.3万m³（22施設） 公共工事42.6% 民間工事57.4%
②/①	145/587=25%	25.3/55.7=45%
出荷先用途	道路管廻り 48.8% 道路路床・路体 29.2% 道路以外 22.0% （道路以外代表例） 築堤盛土、造成盛土、建築基礎埋戻し、構造物裏込、ため池埋戻し、汚染土除去後の埋戻し	道路 31.7% 河川 4.9% 土地造成 23.6% その他 39.7% （その他代表例） 耕作土、埋立て、建築基礎・管路埋戻し、陸砂利採取地埋戻し

注：都道府県建設部局が建設発生土を「指定利用」するための積算資料等としてホームページで公表している建設発生土の受入先情報および「建設発生土土質改良プラント」のキーワードでWeb検索してヒットした情報を基に、R3年11月末に全国490社にアンケート調査票を郵送配布し124社から回答を得た。124社のうち建設発生土土質改良プラント、ストックヤード事業を実施している会社92社、95施設を対象とした集計結果 <https://jasra.or.jp/img/news/fce4fa6389223341decbed33a23323c5.pdf>

ラント、ストックヤードの「残土処分地」化が明らかになりました（表-1）。

(2) 課題解決方策

建設発生土リサイクル、すなわち建設発生土を工事間で利用するための課題として、前述のとおり新材利用量を上回る土量が内陸受入地へ搬出されています。都道府県内で調整すれば新材利用量をゼロにし、工事間利用量を最大化することが可能ではありますが、土質調整・土工期調整のための施設である土質改良プラント・ストックヤードが「残土処分地」化していることが明らかになりました。

そこで、JASRAとして、①建設発生土工事間利用量を最大にするためには、土砂利用工事で建設発生土利用を徹底する、すなわち新材を利用しないこと、②土質改良プラント、ストックヤードの「残土処分地」化を解消するためには、工事間利用において土質改良プラント、ストックヤード

の活用を明確化すること、③さらに①②を徹底するためには、工事間利用をコーディネートする専門的組織—建設発生土利用調整のしくみを「第17回建設リサイクル推進施策検討小委員会」で提案しました。

3. 建設発生土リサイクル徹底のための提案

(1) 工事間利用量の最大化に向けた「土砂利用工事における『指定利用』」

令和5年5月26日「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）の施行に先立ち、令和4年6月21日に「建設工事標準請負契約款」が改正⁶⁾され、公共工事では「仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める」とする、「指定利用」が義務付けられました。

すなわち、建設発生土を搬出する公共工事では、工事発注前までに建設発生土の搬出先を、また建設発生土リサイクル徹底の観点からは、建設発生土の利用先となる土砂利用工事を決定する必要があります。土砂利用工事側からみれば、工事発注前に利用土砂の調達先となる、建設発生土搬出工事を決定することになります。

つまり、搬出工事における建設発生土の「指定利用」の義務化は、建設発生土リサイクル徹底の観点からは、土砂利用工事においても建設発生土の「指定利用」の義務化に等しいといえます（図-3）。

土砂利用工事における工事間利用の「指定利用」の手順は、図-4に示すとおりです。土砂利用工事では、土質改良プラント、ストックヤードを活用し、工事間利用量の最大化を目指すべきです。

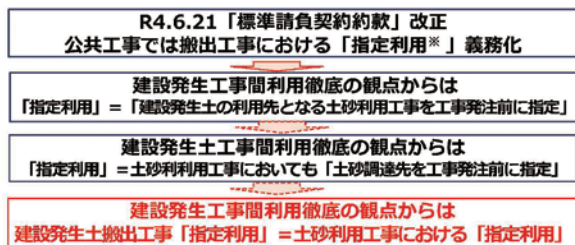


図-3 土砂利用工事における「指定利用」

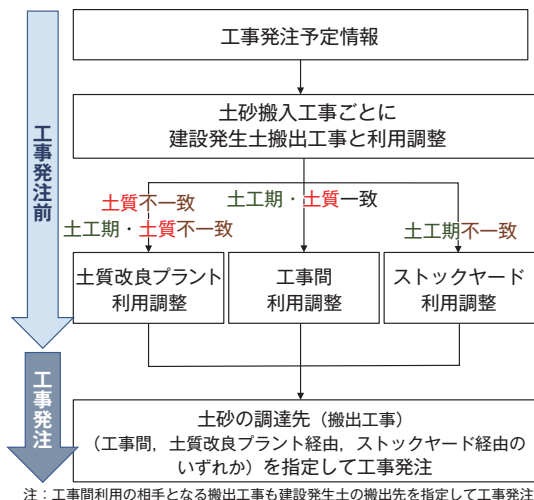


図-4 土砂利用工事における「指定利用」の手順

なお、図-4の「工事間利用調整」において、相手工事となる搬出工事が工事発注後である場合は、搬出工事の設計変更が必要となります。そのため事業年度が開始する4月までに、後述する「コプリス・プラス」に登録された搬出工事・搬入工事予定情報を基に、図-4の手順により行うことが望ましいといえます。

さらに、図-4は、土砂搬入工事1件ごとに「工事間利用調整」する手順を示したものですが、理想的には都道府県等一定の地域ごとに、土質改良プラント、ストックヤード経由を含め、土砂利用工事の全てが工事間利用で土砂を調達し、土砂利用・建設発生土搬出に係る総コストが最小となる「建設発生土工事間利用の最適化」（図-5）を目指すべきです。このための手法が、「線形計画法」を用いた「建設発生土利用計画モデル」⁷⁾です。後述する「都道府県単位の建設発生土利用調整の

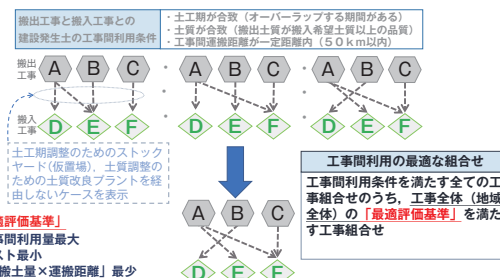


図-5 建設発生土工事間利用の最適化イメージ

しくみ」(組織)による建設発生土利用調整では、「建設発生土利用計画モデル」を用いることにより、地域ごとに「建設発生土工事間利用の最適化」が可能となります(「建設発生土工事間利用の最適化」については、「第17回建設リサイクル推進施策検討小委員会」では未提案)。

(2) 工事間利用における土質改良プラント、ストックヤード活用の明確化のための「リサイクル原則化ルール」等の改正

① 現行ルール

国土交通省直轄工事において、建設発生土は「リサイクル原則化ルール」(平成3年制定、直近改正、平成18年)⁸⁾に基づき「経済性にかかわらず」次を原則としています(図-6)。

- ・搬出工事では、建設発生土を50km圏の他工事へ搬出すること
- ・搬入工事では、受入時期、土質等を考慮して50km圏内の他工事の建設発生土を利用すること

② 改正案

現行の「リサイクル原則化ルール」では、建設発生土を50km圏内で工事間利用する際、土工期、土質が一致しない場合、土質改良プラント、ストックヤードを利用することが明記されていま

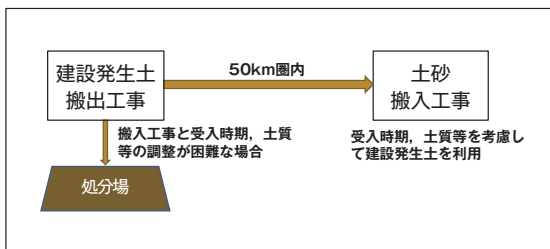
せん。搬入工事において、「受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として建設発生土を利用する」との記述であり、「受入時期、土質が合わなければ建設発生土を利用しなくてもよい」とも解釈可能なのでは、と思量します。

また搬出工事では、「他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない」とあり、受入時期、土質が一致しなければ「処分」してもよい、とも解釈できます。

すなわち、現行の「リサイクル原則化ルール」では、建設発生土を工事間で利用する際、土工期、土質が一致しない場合は、工事間利用をしなくてよいとも解釈できます。

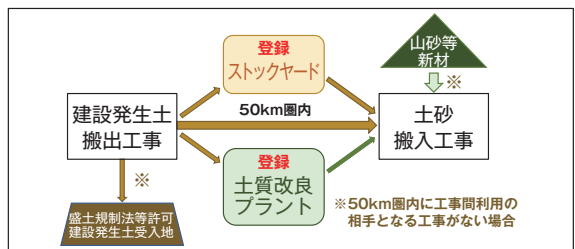
そこで、建設発生土リサイクルを徹底するため、「リサイクル原則化ルール」における建設発生土に関して、工事間利用に加えて、国土交通省「ストックヤード運営事業者登録制度」⁹⁾により登録された土質改良プラント・ストックヤード経由利用を明示することを提案します(図-7)。

「リサイクル原則化ルール」において、工事間利用に際して、登録土質改良プラント、ストックヤードを活用することを明確化することにより、工事間利用量の最大化に向けた「土砂利用工事」における『指定利用』においても、土質改良プラ



- ①建設発生土の工事現場からの搬出
工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50kmの範囲内の他の建設工事現場へ搬出する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。また、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。
- ②建設発生土および建設汚泥処理土の利用
工事現場から50kmの範囲内に建設発生土または建設汚泥(建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合)を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

図-6 国土交通省「リサイクル原則化ルール」
(建設発生土に関する部分)



- ①建設発生土搬出工事
工事現場外へ搬出する建設発生土は、原則として50km範囲内の他工事(民間工事を含む、以下同じ)へ搬出する。
他工事と受入時期、土質が一致しない場合は、「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録した土質改良プラント、ストックヤードにて受入時期、土質を調整するものとする。
50km範囲内に他工事がない場合は、盛土規制法等許可・届出済の建設発生土受入地へ搬出することを妨げない。
- ②土砂利用工事
工事現場外から搬入する土砂は、原則として50km範囲内の他工事の建設発生土とする。
他工事と受入時期、土質が一致しない場合は、「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録した土質改良プラント、ストックヤードにて受入時期、土質を調整するものとする。
50km範囲内に他工事がない場合は、新材を利用することを妨げない。
- 注：登録施設は、自治体認定または民間団体による第三者認証を受けた施設を優先利用①②とも他工事との距離が50kmを超えることを制限しない。

図-7 国土交通省「リサイクル原則化ルール」改正案
(建設発生土に関する部分)

ント、ストックヤードの活用が徹底されます。

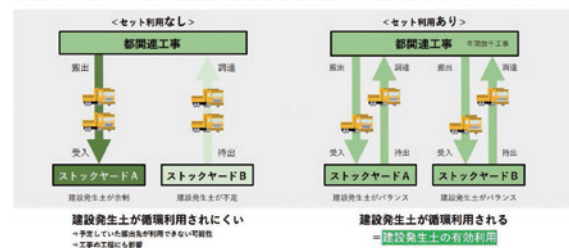
なお、土質改良土等の品質確保のためには、登録土質改良プラント、ストックヤードのうち、自治体による認定¹⁰⁾または一般財団法人先端建設技術センターによる第三者認証¹¹⁾を受けた施設を優先利用することが必要です。

ここで東京都では、土質改良プラント、ストックヤードを利用する際は、登録施設を優先するとともに、建設発生土搬出工事が土材料（土砂）を調達する場合は、建設発生土を搬出した土質改良プラント、ストックヤードから土材料を調達する「セット利用」（図-8）を原則としています。つまり、建設発生土の搬出と土砂利用がある工事（例：道路占用工事）では、建設発生土を搬出した土質改良プラント、ストックヤードから土質改良土・ストック土を持ち帰ることにより、建設発生土の循環利用、すなわち建設発生土リサイクルを徹底するとともに、土質改良プラント、ストックヤードの「残土処分地化」を回避しています。

さらに、「リサイクル原則化ルール」改正、「土砂利用工事における『指定利用』」を遵守するため、国土交通省「建設リサイクルガイドライン」（平成10年制定、直近改正：平成14年）⁸⁾の改正も提案します（図-9）。

「建設リサイクルガイドライン」では、工事仕様書案と同時に作成する「リサイクル計画書（積算段階）」および「リサイクル阻害要因説明書」に基づき、「リサイクル原則化ルール」徹底が不十分な場合は、事務所等建設副産物対策委員会が工事積算担当に改善を指示できる体制となっていますが、十分に機能していないと思量されます。

指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、セット利用を原則とします。



出典：参考文献¹²⁾

図-8 東京都における「セット利用」

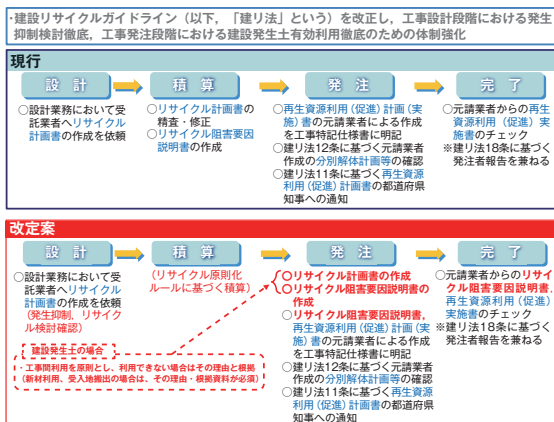


図-9 国土交通省「建設リサイクルガイドライン」改正案

- そこで、「リサイクル計画書」については、
- ・設計段階では、再生資材を利用できない理由、建設副産物を有効利用できない理由の記載
 - ・工事発注段階では、再生資材調達先候補、建設副産物の再資源化施設候補等の記載
- リサイクル阻害要因説明書については、
- ・工事発注、実施中、完了の各段階で、新材を利用する場合、建設副産物を処分（建設発生土の場合は受入地へ搬出する）場合は、「リサイクル阻害要因説明書」作成（建設発生土を工事間利用できない場合の理由、その根拠資料作成）をそれぞれ義務付けすることにより、工事間利用徹底の推進をチェックすることが可能になります。例えば、栃木県では、「建設副産物の管理基準」¹³⁾において、工事間利用できない場合の理由書（例：50km範囲内に相手工事が無いことを示す「工事間利用相手工事検索結果表」）の作成を義務付けています。

なお、「リサイクル原則化ルール」、「建設リサイクルガイドライン」の各改正は、「建設リサイクル推進計画2020」の“取り組むべき施策”となっています（「建設リサイクルガイドラインの改正」については、「第17回建設リサイクル推進施策検討小委員会」では未提案）。

(3) 建設発生土工事間利用調整のしくみ

建設発生土の工事間利用を実現するためには、工事予定情報を基に、まず相手工事を見つけ、相

手仕事を検索する必要があります。工事間利用の相手工事の検索については、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が公共工事情報、民間工事情報を一体化した「コブリス・プラス」¹⁴⁾を令和7年5月から運用しており、工事担当者の利便性の向上が期待されます。

工事間利用の可能性がある工事が検索できた後は、相手工事担当者と工期調整、土質調整、土質改良プラント、ストックヤードの利用調整などを行う必要があります。特に、建設発生土を利用する際の土質については専門的知識・経験が必要です。このため、建設発生土工事間利用を徹底するためには、工事情報交換システムによる工事情報の確認や、その調整に加えて、専属の担当者による現場レベルでの土質・土工期等の確認・調整が必要と思えます（図-10）。

首都圏では、東京都等が出資した第三セクターである株式会社建設資源広域利用センター（UCR）¹⁵⁾が専門的知識・経験を有する専属組織として、工事担当者に代わって工事間利用調整を行っています。筆者は、UCRの前身である株式会社首都圏建設資源高度化センター（ACR）設立準備・運営支援を担当しました。さらに中部・近畿地域でも同様な第三セクターの設立を検討しましたが、諸般の事情で第三セクター設立には至りませんでした。

近年では、第三セクター方式に代わり、PFI等民間活力方式が主流となっており、建設発生土の工事間利用調整についても、関係業界が自治体と

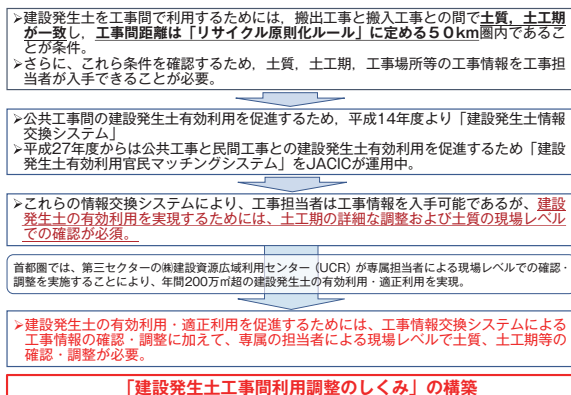


図-10 建設発生土工事間利用調整のしくみの必要性

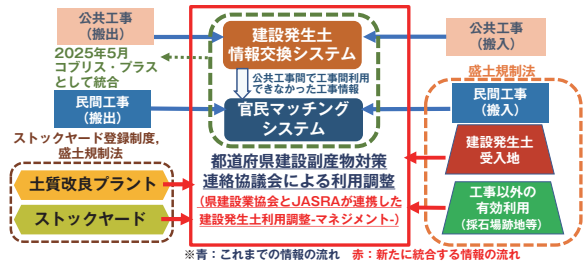


図-11 「JASRA VISION2050」における都道府県単位の建設発生土利用調整のしくみ整備

連携し、関係業界を主体とする組織が担当することが望ましいと思えます。

「JASRA VISION2050」（令和4年9月策定）¹⁶⁾では、「都道府県における建設発生土利用調整の実態を踏まえて必要な地域において、国土交通省および都道府県の指導・了解を得て、都道府県建設業団体等関係者と協力して、地域の土質性状等の建設発生土利用に関する専門知識を有するJASRA 地方支部が中心となる『建設発生土利用調整組織』が、工事担当者に代わって、最新の工事情報の確認および現場における土質性状確認、搬出・搬入条件調整等を担当し、都道府県および隣接県単位に建設発生土の工事間利用、適正利用を実現するしくみを整備する」ことを目標としています（図-11）。

おわりに

JASRAでは、令和3年4月の発足以降、国土交通省のご支援の下、建設発生土リサイクル促進活動を実施していますが、建設発生土の土質性状に地域特性があること、建設発生土リサイクルの扱いや土質改良土に関する情報が自治体まで普及していない等により、本稿で示したように土質改良プラント、ストックヤードが「残土処分地化」しているのが実態です。

これを解消し、建設発生土の工事間利用量を最大化するための方策として、本稿では、「土砂利用工事における『指定利用』」、「建設発生土工事間利用の最適化」、「リサイクル原則化ルール」改正、「建設リサイクルガイドライン」改正、「建設

発生土工事間利用調整のしくみ」の五つを提案させていただきました。

JASRAとして、国土交通省をはじめ関係者のご支援・ご協力を得て、この提案の実現に向けて活動していく所在ですので、引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(参考資料)

- 1) 循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/economiccirculation/index.html>
- 2) 第17回建設リサイクル推進施策検討小委員会 資料3-6
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo03_sg_000224.html
- 3) 建設発生土の有効活用によるCO₂排出量削減効果について
https://jasra.or.jp/news/topics_0047.html
- 4) グリーン社会小委員会 第7回合同会議 資料2
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo10_sg_000218.html
- 5) 第19回建設リサイクル推進施策検討小委員会 資料4
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo03_sg_000229.html
- 6) 国土交通省：建設工事標準請負契約約款について
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html

- 7) 高野昇：建設発生土リサイクル徹底のためのICTの活用について、建設マネジメント技術、2024年5月号
- 8) 建設リサイクル推進施策 通達・基準・マニュアル
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0305manual.htm
- 9) ストックヤード運営事業者登録制度
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html
- 10) 一般社団法人全国建設発生土リサイクル協会 建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会 第2回委員会資料 参考資料3-1
<https://jasra.or.jp/download/index.html>
- 11) 一般財団法人先端建設技術センター 建設発生土の土質改良プラント認証事業
<https://www.actec.or.jp/doshitsu-plant/>
- 12) 東京都都市整備局：都の建設発生土対策に関する説明会 資料（令和6年3月15日開催）
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy
- 13) 栃木県：「基準・要領・運用等一覧」17-1 建設副産物の管理基準P3-8, P3-9
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/town/koukyoujigyoku/kensetsu/h31kijyunouryoutekiyou.html>
- 14) コブリス・プラス
<https://fkplus.jacic.or.jp/>
- 15) <https://www.ucr.co.jp/>
- 16) 一般社団法人全国建設発生土リサイクル協会：JASRA VISION 2050
<https://jasra.or.jp/download/index.html>



一般社団法人 JAPAN SOIL RECYCLING ASSOCIATION

全国建設発生土リサイクル協会

■事務局 〒101-0023 東京都千代田区神田松永町22番地 成瀬秋葉原ビル9階 ☎03-3526-2129

2025年6月19日現在

■特別会員(2社)

一般財団法人日本建設情報総合センター	〒107-6114	東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビル14階	☎03-3505-2981
株式会社建設資源広域利用センター	〒105-0001	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル 11階	☎03-6205-8270

■正会員(68社、上から入会順)

株式会社ホツマプラント	〒983-0013	宮城県仙台市宮城野区資田18-2	☎022-366-6040
須合建設株式会社	〒341-0024	埼玉県三郷市三郷1-23-8	☎048-952-2946
株式会社オザワ	〒330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-59	☎048-641-4032
株式会社田中建設	〒923-1237	石川県能美市上清水町夕70-1	☎0761-51-7880
株式会社サンエコセンター	〒337-0024	埼玉県さいたま市見沼区片柳1-368-4	☎048-687-4421
株式会社張本創研	〒854-1123	長崎県諫早市飯盛町里1878-2	☎0957-49-1575
株式会社丸本建設	〒988-0811	宮城県気仙沼市東八幡前276	☎0226-23-6103
株式会社スカイクリーンツヤマ	〒986-0402	宮城県登米市津山町横山字伊貝22	☎0225-69-2315
株式会社泉興業	〒981-3121	宮城県仙台市泉区上谷刈字北河原67	☎022-343-7177
有限会社サンドリサイクル工業	〒501-0103	岐阜県岐阜市一日市場四丁目31	☎058-231-0574
株式会社松浦組	〒721-0962	広島県福山市東手城町一丁目30-35	☎084-941-1682
北陸エースコン株式会社	〒920-1303	石川県金沢市辰巳町口21	☎076-229-0050
株式会社吉光組	〒923-0004	石川県小松市長崎町甲118番地	☎0761-24-5151
株式会社加藤建設工業	〒357-0063	埼玉県飯能市大字飯能399-1	☎042-974-1700
有限会社彩光	〒340-0001	埼玉県草加市柿木町1096-1	☎048-932-5311
五葉建材株式会社	〒335-0034	埼玉県戸田市市並目5-1-7	☎048-422-1400
株式会社春日部資材	〒344-0036	埼玉県春日部市下大増新田281-1	☎048-736-0005
木村建材工業株式会社	〒203-0032	東京都東久留米市前沢1-8-9	☎042-473-8717
関口工業(株)・三立建設(株)共同企業体	〒351-0001	埼玉県朝霞市内内間木503-6	☎048-424-7211
株式会社関根商店	〒338-0011	埼玉県さいたま市中央区新中里2-17-1	☎048-831-3092
リコ・スタイル株式会社	〒354-0045	埼玉県入間郡三芳町上富196-2	☎049-258-1661
株式会社谷田建設	〒840-0213	佐賀県佐賀市大和町久留間3180-4	☎0952-62-7888
株式会社環境施設	〒819-0001	福岡県福岡市西区小戸3-50-20	☎092-894-6168
有限会社葛所り	〒974-8221	福島県いわき市小浜町中ノ作129-2	☎0246-63-5737
柳沢コンクリート工業株式会社	〒330-0842	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2-1-1	☎048-644-0441
大坪GSI株式会社	〒839-0241	福岡県柳川市大和町徳益416	☎0944-74-6811
株式会社奥村組	〒545-8555	大阪府大阪市阿倍野区松崎町2-2-2	☎06-6621-1101
株式会社沖繩クリーン工業	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地3-16-8	☎098-951-0370
株式会社オクノコト	〒569-0034	大阪府高槻市大塚町1丁目14番13号	☎072-673-0388
三水工業株式会社	〒446-0061	愛知県安城市新田町郷西131番地2	☎0566-76-5371
株式会社英光産業	〒578-0984	大阪府東大阪市菱江2丁目15番6号	☎072-961-9210
株式会社フジモト	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2丁目10番25号	☎086-233-0800
佐藤建設株式会社	〒997-0855	山形県鶴岡市矢馳甲33番地	☎0235-24-6878
株式会社Lien du coeur	〒504-0922	岐阜県各務原市前渡東町8丁目265番地	☎058-386-7077
有限会社久光組	〒989-5605	宮城県栗原市志波郡北郷十文字66番地5	☎0228-23-2133
秋葉建設興業株式会社	〒956-0035	新潟県新潟市秋葉区程島1962番地3	☎0250-22-4043
有限会社光南台土建	〒702-8014	岡山県岡山市南区宮浦2794番地	☎086-267-3079
村上工業株式会社	〒186-0005	東京都国立市西2丁目20番の6 フォレスト国立B1F	☎042-573-1395
合同会社柏刈改良土プラント	〒945-0017	新潟県柏崎市荒浜二丁目12番3号	☎0257-47-7443
弥生石材株式会社	〒876-0856	大分県佐伯市中村北町7-21	☎0972-23-8022
有限会社帆高建材工業	〒421-0121	静岡県静岡市駿河区広野2284-4	☎054-258-7150
山下技装株式会社	〒506-0032	岐阜県高山市千鳥町1074番地3	☎0577-34-5343
株式会社ハンエイ	〒513-1123	三重県鈴鹿市下大久保町北山崎971番地	☎059-373-2121
株式会社大久保建設	〒028-0115	岩手県花巻市東和町安坂2区11番地	☎0198-42-4000
有限会社アダプト	〒433-8104	静岡県浜松市北区東三方町400-1	☎053-415-9005
株式会社心絆	〒421-0422	静岡県牧之原市静波1703-12	☎0548-23-9381
芝田重機有限会社	〒421-0502	静岡県牧之原市白井3-1	☎0548-54-1236
九州建設工業株式会社	〒880-0936	宮崎県宮崎市天満2丁目6番13号	☎0985-74-5025
株式会社佐藤商会	〒386-1106	長野県上田市小泉2570	☎0268-27-3108
有限会社仁徳砂利	〒680-0913	鳥取県鳥取市安長94-1	☎0857-54-1991
株式会社成建	〒521-0202	滋賀県米原市柏原3471番地1	☎0749-54-1222
鶴よし建設株式会社	〒411-0015	静岡県三島市山新田 90-6	☎055-991-6600
有限会社正栄殖産	〒701-0145	岡山県岡山市北区今保 113 番地 8	☎086-245-3322
株式会社みやけ商会	〒824-0062	福岡県行橋市大字下津熊 1050 番地	☎0930-22-1663
有限会社名塚建材工業	〒379-1102	群馬県渋川市赤城町長井小川田 918-3	☎0279-56-2568
丸誠株式会社	〒285-0855	千葉県佐倉市井野 976-2	☎043-308-3255
新里開発株式会社	〒125-0052	東京都葛飾区築栄 1-36-1	☎03-5660-0152
株式会社サンウッド	〒410-0302	静岡県沼津市東稚路 12	☎055-955-7673
株式会社近畿道路資材	〒660-0861	兵庫県尼崎市御園町 24 尼崎第一ビル 202	☎06-6418-3771
前田建設工業株式会社	〒102-8151	東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号	☎03-3265-5551
株式会社田中建設	〒838-0127	福岡県小郡市大崎 888-4	☎0942-72-3457
株式会社西村砕石所	〒803-0181	福岡県北九州市小倉南区大字呼野 1035 番地 5	☎093-451-0018
セントラル建設株式会社	〒509-7201	岐阜県恵那郡大井町 1202 番地の 4	☎0573-26-4114
平木工業株式会社	〒851-2206	長崎県長崎市三京町 2842-1	☎095-850-5000
有限会社刈宿興業	〒335-0035	埼玉県戸田市笹目南町 31-4	☎048-422-5423
佐藤建材工業株式会社	〒960-0501	福島県伊達市伊黒字西本場 27-3	☎024-583-4339
駿河重機建設株式会社	〒421-3201	静岡県静岡市清水区蒲原東 148-1	☎054-385-5165
株式会社新晃	〒503-2124	岐阜県不破郡垂井町宮代 2253-1	☎0584-22-0404

■賛助会員(34社、左から入会順、1社非公開)

昭和鋼機株式会社	中京重機株式会社	SSスチール開発株式会社	株式会社ラルス
株式会社幸袋テクノ	有限会社ワコー産業	日工株式会社	一般社団法人土壌環境保全技術協会
益川興業	株式会社山根建設	リサイクルファクトリー株式会社	日本キャタピラー合同会社
大煌工業株式会社	コマツカスターサポート株式会社	株式会社山根建設	金沢建設業協同組合
株式会社矢島建材	株式会社スリー・ケー	株式会社アーステックニカ	株式会社リバスタ
日立建機日本株式会社	株式会社山陽地質コンサルタント	株式会社大地リサイクルセンター	藤林コンクリート工業株式会社
株式会社ティ・アイ・シー	横浜改良土センター株式会社	株式会社吉田組	イズミ環境サービス株式会社
東和アークス株式会社	株式会社ホートー	株式会社栗本鐵工所	野崎興業株式会社
株式会社 HARITA			